

平成28年12月25日に実施する茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地について借地権を有する者が選挙する委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

平成28年12月16日

寒川町長 木村俊雄